

# コーポレート・ガバナンス

## (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### ■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ミッションステートメントに定める企業倫理と遵法の精神に基づき、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上により、環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しております。

#### 1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### 企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を設置しております。

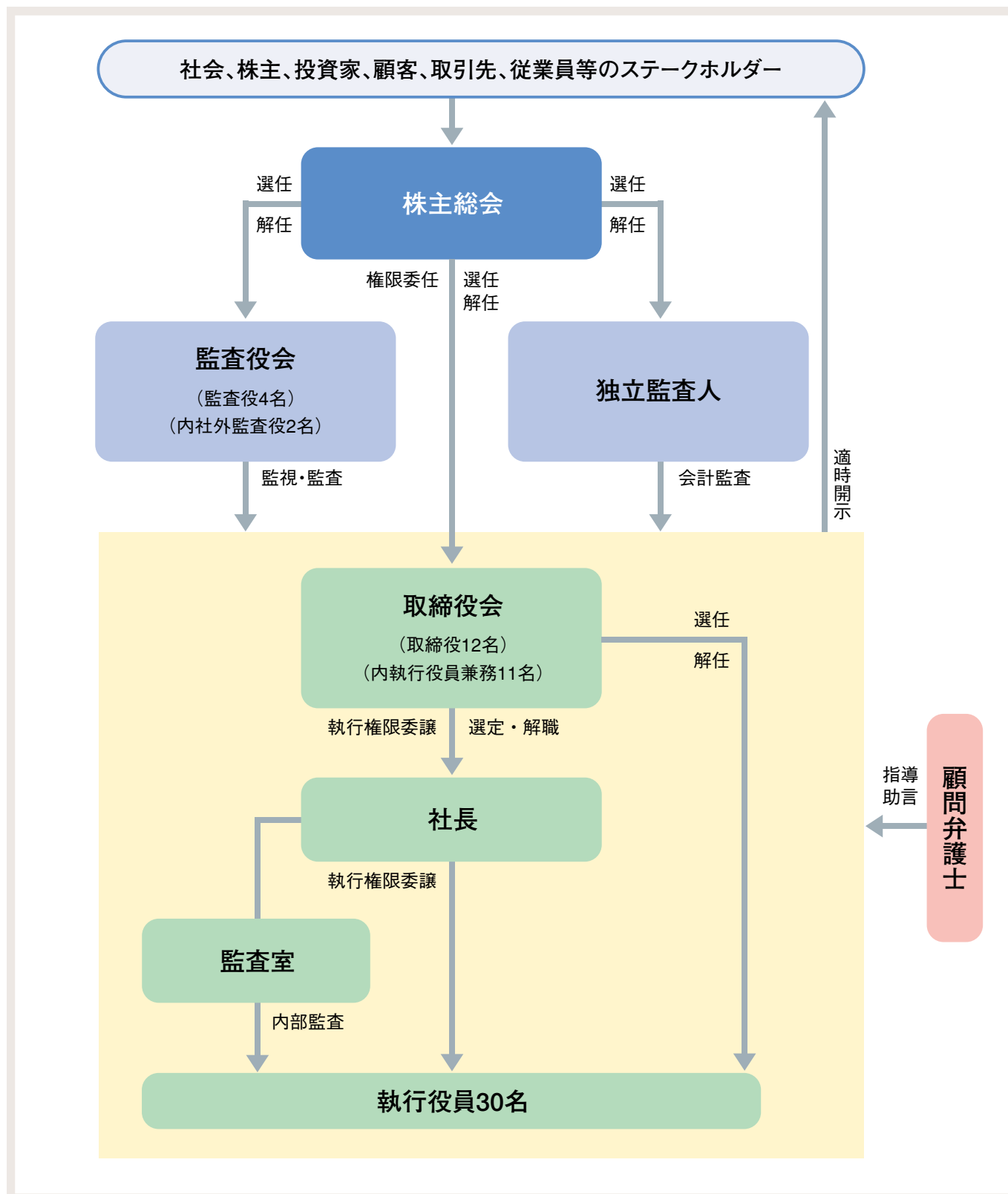
当社の事業領域は多岐にわたっており、これらの領域を理解し、またIT産業に精通していることが重要であるため、社外取締役を主体としたガバナンス体制は適していないと判断しており、監査役制度を採用しております。

取締役会は、毎月1回定時開催し、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、執行役員制度を導入することにより、取締役会で選任された執行役員が業務執行機能を担い、取締役会及び監査役が業務執行の監督機能を担うことで、執行と監督の分離を図り、業務執行の意思決定の迅速化及び取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成しております。取締役会等、重要な会議体へ出席して適宜助言・勧告を行い、経営の適正な監視及び取締役の職務執行を厳正に監査しております。

さらに、グループ企業の経営トップ(特別執行役員)で構成される「グループ経営者会議」を開催し、各社の経営状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社経営の意思決定、業務執行、監督の体制は概ね以下の通りです。



## 内部統制システム整備の状況

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を次のとおり決議いたしました。

### ●内部統制システムの基本方針

#### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ミッションステートメントをコンプライアンス体制の基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組む。

取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

#### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(文書または電磁的記録)及びその他の重要な情報を、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。

#### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則してリスク管理体制の整備を進め、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行う。

不測の事態が生じた場合には、対策本部を設置し、リスク情報を集約し、迅速かつ適切な対応策を講じる。

#### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、意思決定の妥当性を高めるための会議体についてその開催及び付議基準を明確化し、業務執行の詳細を「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に定め、効率性を高めるものとする。

#### 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業は、ミッションステートメントに則した業務執行により、自浄作用を機能させることで業務の適正を確保する。

「グループ経営者会議」の開催で、各グループ企業の経営状況や利益計画の進捗を把握するとともに、「特別執行役員制度」により各グループ企業のコーポレートガバナンスの強化に努めるものとする。

#### 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適切な体制を構築する。

当該使用人への人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることにより取締役からの独立性を確保する。

#### 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役が取締役及び使用人から業務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化する。

#### 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と適宜意見交換を行うこととする。

内部監査室は監査役と緊密な関係を保ち、監査役の要請に応じて調査を行うこととする。

## ●反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1) 基本的な考え方

当社は、ミッションステートメント及びコンプライアンス規程において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを規定しております。

### 2) 整備状況

当社は、ミッションステートメント及びコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、コンプライアンス室と人事総務部を対応部署としております。

また、顧問弁護士や警察及び社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携して社内体制の整備と情報収集を行うとともに、社員への行動指針の周知徹底を図っております。

## 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、社長直轄の監査室を設置しており、当社グループ全体を対象に、業務活動の全般に関して、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・随時に内部監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行っております。

監査役監査については、監査役会が監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。

監査役と監査室の連携状況は、月1回、定期的に会合を開催し、監査計画、監査実施状況、業務執行状況等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

監査役と会計監査人の連携状況は、適宜会合を開催し、監査計画、監査実施状況、指摘事項の改善状況の確認、取締役の行為の適法性の確認等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

## 会計監査の状況

当社は、会計監査を担当する会計監査人として新日本有限責任監査法人与監査契約を結び、会計監査を受けております。

当期において業務執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 秋山 賢一

指定有限責任社員 業務執行社員 坂田 純孝

指定有限責任社員 業務執行社員 向井 誠

### 会計監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 12名

その他 17名

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

## 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役は、独立した立場から客観的な視点による経営監視体制の強化を担う者と考えておりますが、当社の事業領域は多岐にわたっており、これらの領域を理解し、またIT産業に精通していることが重要であるため、社外取締役は現在選任しておりませんが、適切な候補者の選定に今後も努めてまいります。

社外監査役は、次の2名を選任しており、それぞれ取締役会に出席し、識見及び経験を活かした意見を積極的に表明しており、これにより取締役会の判断に牽制を働かせております。

監査役牧野二郎氏は、弁護士としての資格を有しているところから社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っております。

監査役杉山幹夫氏は、公認会計士としての資格を有しているところから社外監査役に選任しております。

また、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っております。

なお、両氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。

## 2. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、事業リスクマネジメントを推進および統括するための組織としてリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は、会社に関係する全てのリスクを洗い出し評価を行い、重要なリスクについては個別対策を検討し、各所管部門・部署に対してリスク管理を継続的かつ安定的に維持・運用するために、リスクマネジメントシステムの構築を指示しております。同時に危機管理への対応として、①平常時における危機管理への準備、②危機発生時の対応、③事業継続計画・管理への取り組みも進めております。

## 3. 役員報酬の内容

### 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役	339	254	41	43	13
監査役 (社外監査役を除く。)	21	20	—	1	2
社外監査役	10	10	—	—	2

(注) 1. 上記には、2010年4月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、1990年3月13日開催の株主総会決議において年額650百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2005年3月30日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

5. 上記の退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額であります。

### 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬等は、取締役については基本報酬、賞与および退職慰労金により構成され、それぞれの決定方針は以下の通りであります。基本報酬は、株主総会にて決議された総額の範囲内において、使用人の

最高位の年収を基礎とし、その職位毎に役割の大きさに応じて決定する固定報酬としております。賞与は、経営に対する貢献度に連動させるため、営業利益達成率と役員個人の業績貢献度を元に決定しております。また、監査役報酬については、株主総会にて決議された総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。退職慰労金は、原則常勤役員に対して役位毎に年間基本額を設定しており、会社及び個人業績を加減した金額を退任時に支払うこととしております。なお、ストックオプション制度は採用しておりません。

#### 4. 株式の保有状況

##### 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 67銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 2,275百万円

##### 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
テンプホールディングス株式会社	1,000,000	753	取引関係の円滑化・維持
株式会社リコー	192,916	229	同上
株式会社横浜銀行	382,204	160	同上
大和ハウス工業株式会社	100,000	99	同上
スリープログループ株式会社	1,200	85	同上
ウチダエスコ株式会社	180,000	73	同上
株式会社クレディセゾン	50,000	66	同上
ピリングシステム株式会社	500	57	同上
株式会社明光ネットワークジャパン	60,000	40	同上
株式会社京葉銀行	50,000	20	同上

#### 5. 取締役の定数

当社の取締役は19名以内とする旨を定款に定めております。

#### 6. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 7. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 8. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の期末配当の決定機関を定時株主総会としております。

## 9. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 10. 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

## 11. 取締役及び監査役の責任免除

該当事項はありません。

## 12. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

### 1. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	83	1	77	—
連結子会社	16	—	14	—
計	99	1	91	—

### 2. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

### 3. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、非監査証明業務として、財務報告に係る内部統制に関する指導、助言業務についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

### 4. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等が独立した立場において公正かつ誠実に監査証明業務を行えるよう、監査日数、業務の特性、規模等を勘案し、監査報酬を適切に決定することとしております。